

バス事業等の運行体制調査検討業務委託 基本仕様書

1. 業務名

バス事業等の運行体制調査検討業務委託

2. 目的と概要

昨今の公共交通利用者の減少や運転士不足等の影響により、バス事業者の努力だけでは路線バス事業の継続が困難となり、路線の廃止や減便が進行している。

このため、本市では、持続可能な公共交通の実現に向けて、今後の目指すサービス水準の整理を行っている。

本業務は、このサービス水準を達成し、将来にわたり誰もが安心して移動できる持続可能な交通体系を実現するため、熊本の状況に合った新しい公共交通の運行体制の構築に向けた検討を行うものである。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

4. 業務内容

本業務は、主に熊本都市圏の乗合バスを調査対象とし、電鉄電車、熊本市電、タクシー事業者が運行する地域交通も対象とする。

(1) 検討項目の整理と費用の算出

交通事業を営むうえで必要となる次の項目について、事業者が負担する場合の費用を算出する。なお、項目について、受託者から追加提案を行うこととする。

〈検討項目〉

人件費、燃料費、車両維持費、施設使用料、管理施設の維持費等

(2) 新たな運行体制で取り扱う事業の整理

本市が目指すサービス水準の検討結果等を基に、目標水準達成に向けて新たな運行体制で取り扱うサービス量、必要となる事業費や運転士数等を試算するとともに、新たな運行体制のスキームについて整理する。

(3) 運行体制の整理

本市が目指すサービス水準を踏まえ、「目指す公共交通の姿」を実現するための体制について整理する。なお、整理する概要は次のとおりとする。

- ・複数の運行体制を設定し、各体制における官民の役割分担（サービス設計、運行管理、資産保有等）を示す。
- ・全路線の路線ごとの収支を整理する。
- ・実施のイメージ、官民の負担額、収入配分の考え方等を示す。
- ・現状からの変更点や特徴を明確にし、官民それぞれの視点からのメリット及びデメリットについて、運行体制ごとに比較しやすい形で整理する。
- ・他地域事例の調査や有識者ヒアリング等を通じて運行体制の妥当性を検討するための情報を整理し、関係者との議論に必要な資料を作成する。

【(例) 設定する運行体制】

案	パターン		サービス設計	運行管理	資産保有
1	公 営 化		<u>行政</u>	<u>行政</u>	<u>行政</u>
2	運行委託		<u>行政</u>	民間	民間
3	新法人	“全て”の役割を新組織が担う	新法人	新法人	新法人 or <u>行政</u>
4	新法人	“運行”のみ民間	新法人	民間	新法人 or <u>行政</u>
5	新法人	“運行”と“資産保有”は民間	新法人	民間	民間
6	上下分離	行政への資産譲渡が前提	民間	民間（上）	<u>行政</u> （下）
7	新法人	“資産”のみ新組織	民間	民間	新法人
8	現 行	独立採算の限界	民間	民間	民間

ただし、本表は例であるため、委託者及び受託者で協議し、最適な体制となるよう検討する体制のパターンを変更できることとする。

5. 成果物

〈検討資料〉

- ・令和7年度内には今後の組織体制案を2案程度に絞り込む予定のため、整理した内容を発注者へ適宜報告し、令和8年1月中をめどに可能な限り早期に各体制を比較検討できる資料を提出すること。

〈業務報告書〉

- ・本業務の実施内容及び成果については、業務完了報告書として取りまとめること。
- ・業務完了報告書は、紙媒体2部及び電子データ（PDF及びワード又はパワーポイントの2種類）を作成し、契約期間内に提出すること。

6. 打合せ

管理技術者が立ち会う打合せは、以下を想定している。なお、各作業において必要な連絡調整（WEB で可）は適宜行うこと。

- ・第 1 回：業務着手時
- ・第 2 回：中間打合せ（体制検討資料提出時）
- ・第 3 回：成果品納入時

7. その他

- ・本業務の遂行にあたり、令和 6 年度に実施した「バス事業の現状等調査分析業務委託」の成果物や議会等での議論に使用した関係資料、各モードの利用状況や経営に関する資料について、必要に応じて受託者へ提供を行う。
- ・本業務の遂行に際しては、選定委員会で選定された企画提案書を基に、内容・実施手法等について、修正・調整等を行う場合がある。
- ・受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書（実施内容及びスケジュール）を提出すること。
- ・受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、委託者の了解を得ずして他人に知らせる又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- ・成果品や本業務にて作成したすべての図、表、データ等に関する一切の権利は、全て委託者に帰属する。また、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- ・有識者等へのヒアリング等にかかる謝礼や旅費等の費用が発生する場合は受託者の負担とする。